

議会基本条例各条文案

【2-2 議員の活動原則】

A案	<p>議員は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。</p> <p>(1) 議員は、<u>市政全般の課題及び市民の多様な意思を的確に把握</u>し、市民の代表として市民全体の福祉の向上を目指して活動するものとする。</p> <p>(2) 議員は、日常の調査及び研修活動を通じて<u>自らの資質の向上に努める</u>ものとする。</p> <p>(3) 議員は、議会活動について、<u>市民に対して説明する責務を有する</u>。</p> <p>(4) 議員は、議会が討議の場であること及び<u>合議制の機関であることを十分認識し、積極的な議論</u>を重んじなければならない。</p>